

# 八重瀬町特定農地貸付規程

## (目的)

第1条 この規程は、農業者以外の者が野菜や花等を栽培して、自然にふれ合うとともに、農業に対する理解を深めること等を目的に八重瀬町が行う特定農地貸付け（以下「貸付け」という。）の実施・運営に関し必要な事項を定める。

## (貸付主体)

第2条 本貸付けは、八重瀬町（以下「町」という。）が実施するものとする。

## (貸付対象農地)

第3条 貸付けに係る農地（以下「貸付農地」という。）の所在、地番、面積及び町が貸付農地について有し、又は取得しようとする所有権又は使用及び収益を目的とする権利の種類（貸付農地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合には、貸付農地の所有者の氏名又は名称及び住所を含む。）は、別表のとおりとする。

## (貸付条件)

第4条 貸付条件は、次のとおりとする。

- (1) 貸付期間は、1年間とする。
- (2) 貸付けに係る賃料は1坪当たり年間300円とし、共益費（電気料）を年間2,000円別途徴収する。また、運営費に不足が生じた場合は追加徴収することができる。
- (3) 貸付けを受ける者（以下「借受者」という。）は、賃料及び共益費を毎年4月30日までに町に支払うものとする。

2 貸付農地において次に掲げる行為をしてはならないものとする。

- (1) 建物及び工作物を設置すること。
- (2) 営利を目的として作物を栽培すること。
- (3) 貸付農地を転貸すること。

## (募集の方法)

第5条 貸付けを受けようとする者の募集は、「広報やえせ」に掲載するほか、掲示等による一般公募とする。

## (申込みの方法)

第6条 貸付けを受けようとする者は、第5条に規定する募集期間内に町へ申込書を提出しなければならないものとする

2 前項の申込をできる者は、町内に住所を有する者とし、かつ、町税を完納している者とする。

## (選考の方法)

第7条 町は、第6条の規定に基づき申込をした者の中から借受者を決定するものとする。

2 申込をした者の数が募集した数を上回る場合は抽選により借受者を決定するものとする。

3 町は第1項又は第2項により借受者を決定した場合はその旨を該当者に通知するものとする。

## (貸付農地の管理・運営等)

第8条 町は、貸付農地及び施設の適切な維持・管理及び運営を図るため管理人を設置することができる。

2 管理人は、次の業務を行う。

- (1) 貸付農地及び施設の見回り並びに借受者に対する必要な指示
- (2) 貸付農地における作物栽培指導等

## (貸付契約の解消等)

第9条 次の各号に該当するときは、貸付契約を解消することができる。

- (1) 借受者が貸付契約の解約を申し出たとき
- (2) 第4条第2項に掲げる行為をしたとき
- (3) 貸付農地を正当な理由なく耕作しないとき（文書で警告を受けた者）

## (貸付農地の返還)

第10条 借受者は、第4条第1項第1号の規定による貸付期間が終了したとき又は第9条の規定による解約をしたときは、すみやかに貸付農地を原状に復し返還しなければならない。

## (賃料の不還付)

第11条 既に納めた賃料は、還付しない。ただし、次に掲げる事由に該当する場合は、その一部又は全部を還付することができる。

- (1) 借受者の責任でない理由で貸付ができなくなった場合
- (2) 町が相当な理由があると認めたとき

## (補則)

第12条 この規程に定めるもののほか、必要な事項については町が別に定める。